

第二百五条の十四 知事は、構造上心身障害者の利用に供するための自動車で心身障害者以外の者の利用にも併せて供されるもの又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた営業用の自動車（第二百五条の十二第一項及び前条第一項に規定する自動車を除く。）に対しては、環境性能割を減額することができる。

2 前項の規定により環境性能割を減額する場合において減額すべき額は、当該自動車の通常の取得価額のうち、心身障害者の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第一項の規定により環境性能割の減額を受けようとする者は、第二百五条の五の規定によりその税額を納付するときまでに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額を必要とする事由を証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 年度及び税額
- 二 自動車登録番号
- 三 構造変更の内容
- 四 構造変更に必要な金額
- 五 減額を必要とする事由
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第百六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改める。

第百七条（見出しを含む。）及び第百八条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の」を「第百七条に規定する種別割の」に改め、「賦課期日」の下に「（以下この条及び次条第二項において「賦課期日」という。）」を加え、「自動車税を」を「種別割を」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「自動車の用途等」を「用途その他の自動車の諸元」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「対する」を「対して課する」に、「当該年度は」を「当該年度については」に改め、「異動前の」の下に「適用すべき」を加え、同条第四項中「第一項の」を削り、「後に、」を「後に」に、「においては」を「には」に、「同項」を「第一項」に改め、同項ただし書中「でこれらの所有者のいずれかが」を「において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十條の見出し及び同條第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第二項中「道路運送車両法第七條（新規登録の申請）の規定による登録」を「新規登録」に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同條第三項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第五項中「第百二條の十及び第百二條の十一」を「第百五條の八及び第百五條の九」に改める。

第百十三條の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第一項各号列記以外の部分中「自動車税」を「種別割」に、「第百五十二條第一項」を「第百七十七條の十三第一項」に改め、同項第三号中「第百四十五條第三項ただし書」を「第百四十六條第三項ただし書」に改め、同條第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第三項中「第百三條第二項」を「第百三條の二第一項」に改める。

第百十四條の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第一項中「補てんされるべき」を「補填されるべき」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同條第二項及び第三項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十五條中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十六條第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同條第二項中「自動車税の減免」を「種別割の減免」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第三項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十七條及び第百十八條中「自動車税」を「種別割」に改める。

第二章中第十節を第九節とし、第十一節を第十節とする。

第百七十一條第二号中「第八十條」の下に「、第百五條の五、第百五條の六」を加え、同條第三号中「又は第百二條の七」を削り、「当該各條」を「同條」に改める。

附則第二十一條中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第二十二條第一項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則第二十四條の二及び第二十七條を削り、附則第二十七條の二を附則第二十七條とし、同條の次に次の一條を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十七條の二 営業用の自動車に対する第百五條の三の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	百分の一	百分の〇・五
第二項	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

附則第二十八條の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同條第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百六條第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年度分の」を「当該各号に定める年度以後の年度分の」に、「第百六條」を「同條」に改め、同項各号を次のように改め

る。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の第百三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第百四十九条第一項第五号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十八条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、同条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改める。

（栃木県行政機関設置条例の一部改正）

第二条 栃木県行政機関設置条例（昭和三十九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「自動車取得税及び」を削る。

（栃木県特別会計設置条例の一部改正）

第三条 栃木県特別会計設置条例（昭和三十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計の項中「栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計」を「栃木県自動車税納税証紙特別会計」に改め、「自動車取得税及び」を削る。

（栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第四条 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成十四年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条中「当該特定非営利活動法人による当該自動車の取得」を「当該自動車」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

（栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第五条 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年栃木

県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二条中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 附則第二条第六項から第九項までの規定 平成二十九年四月一日

三 附則第二条第十項の規定 平成三十年四月一日

附則第二条第二項中「以下この条」を「次項から第五項まで」に改め、同条に次の五項を加える。

6 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人(他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額(当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から第九項までにおいて「平成二十九年度分調整後付加価値額」という。)が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第五十六条第一項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十九年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新条例第五十八条の規定により申告納付すべき事業税額(次項から第九項までにおいて「平成二十九年度分法人事業税額」という。)から控除するものとする。

一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第一項第一号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千

円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第一項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新条例第五十六条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額(他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係都道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成二十九年度分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第一項第一号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年度分課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた同号ハの表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に改正法第八条の規定による改正前の地方税法特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。第八項第三号において「旧暫定措置法」という。)第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

7 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年度分法人事業税額から控除するものとする。

8 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人(他の二以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成二十九年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新条例第五十六条第三項第一号に規定する合計額(次項において「平成二十九年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端

数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年度分法人事業税額から控除するものとする。

- 一 当該事業年度の新条例第五十五条第一号イに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額(当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額的全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - 二 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ロに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額(当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額的全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧条例第五十六条第三項第一号ロに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)
 - 三 当該事業年度の新条例第五十五条第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係都道府県に分割した後の金額(当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成二十九年度分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた旧条例第五十六条第三項第一号ハに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年度分課税標準所得に旧条例附則第二十四条の二の規定により読み替えられた同号ハに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額
- 9 新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額的全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成二十九年度分法人事業税額から控除するものとする。

10 第六項から前項までの規定は、新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十九年年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十九年年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	二分の一	四分の一
	平成二十九年年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第六項第三号	平成二十九年年度分課税標準所得	平成三十年度分課税標準所得
第七項	平成二十九年年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十九年年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	二十億円	四十億円
	平成二十九年年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第八項	平成二十九年年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十九年年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	二分の一	四分の一
	平成二十九年年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第八項第三号	平成二十九年年度分課税標準所得	平成三十年度分課税標準所得
前項	平成二十九年年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十九年年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	二十億円	四十億円
	平成二十九年年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例（以下「新条例」という。）第三十一条並びに附則第二十一条及び第二十二条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

第三条 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第一条の規定による改正前の栃木県県税条例附則第二十四条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計に係る平成二十八年度の収入及び支出並びに決算に関しては、第三条の規定による改正後の栃木県特別会計設置条例（以下「新特別会計設置条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新特別会計設置条例の規定の適用については、当分の間、新特別会計設置条例第二条の表栃木県自動車税納税証紙特別会計の項事業の内容又は設置の理由の欄中「自動車税」とあるのは、「自動車税（栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税を含む。以下この項において同じ。）」とする。

(栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税についての第四条の規定による改正前の栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例

による。

(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第九条 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十三条及び県税条例附則第二十四条の二又は同条の規定により読み替えて適用される県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される県税条例第五十六条」を「第五十六条（県税条例附則第二十四条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第六十三条」に改める。

(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる法人の事業税についての前条の規定による改正前の栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

(税務課)

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十九号

認定こども園の認定の要件を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年栃木県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の1の項(1)本文の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項(1)ただし書の規定により認定こども園に置くこととされる職員のうち一人は、別表の2の項(1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第一項の免許状をいう。以下同じ。）又は保育士登録証（児童福祉法第十八条の十八第三項の保育士登録証をいう。以下同じ。）を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とするすることができる。
- 3 別表の2の項(1)及び(4)本文の保育士登録証を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法

第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者(現に当該施設において養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。

- 4 別表の2の項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者並びに同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者については、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員(教育及び保育に従事する者に限る。以下この項において同じ。)の総数が利用定員に応じて置くこととされる職員の数を超える場合は、別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者、同項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者、同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者、同項(4)本文の保育士登録証を有する者並びに同項(4)ただし書の幼稚園の教員の免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を有するものについては、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置くこととされる職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表の2の項(1)及び(4)本文の保育士登録証を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者 又は小学校教諭等免許状所持者
附則第四項	別表の2の項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者並びに同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者	小学校教諭等免許状所持者
附則第五項	別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者、同項(2)本文の幼稚園の教員の免許状及び保育士登録証を有する者、同項(2)ただし書の幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証のいずれかを有する者、同項(4)本文の保育士登録証を有する者並びに同項(4)ただし書の幼稚園の	知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士登録証を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

	教員の免許状を有する者であつて意 欲、適性、能力等を有するもの
--	------------------------------------

別表の2の項(1)中「(児童福祉法第18条の18第3項の保育士登録証をいう。以下同じ。)」を削り、同項(2)中「(教員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第1項の免許状をいう。以下同じ。)」を削る。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「従事する職員」の下に「(以下この項並びに附則第七条、第九条及び第十条において「職員」という。)」を加える。

附則に次の見出し及び四条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第七条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合は、第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども政策課)

栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五十号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成十四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「五パーセント」を「二・五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木県高等学校等修学資金貸与条例第十条第二項の規定は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例第十条第一項に規定する延滞金のうち平成二十八年七月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務課)